

【新宿区就学援助】お知らせ

令和8年度小学校入学準備金の支給について

新宿区では、ご家庭の事情に応じて、学習に必要な費用の一部を援助しています。小学校新入学でご家庭の費用負担が増える時期に際し、入学準備金を入学前の3月にお支払いします。新宿区にお住まいの方、入学準備金の支給を希望される方は、下記をお読みの上、申請してください。

1 援助を受けることができる方（次のすべてに該当する世帯）

- (1) 区立や国・私立の小学校に入学する児童がいる家庭（インターナショナルスクール等は非該当）
- (2) 令和8年4月1日以降も引き続き新宿区に居住予定の家庭
- (3) 下記の認定基準に該当する家庭

①令和6年4月以降に生活保護を停止又は廃止された方

②令和6年分の世帯全員の所得額の合計が基準金額以下の方

世帯人数	家族の年齢構成（モデルケース）	基準金額の目安
2人	30歳・5歳	約271万円
3人	30歳・30歳・5歳	約339万円
4人	35歳・35歳・7歳・5歳	約397万円
5人	35歳・35歳・10歳・7歳・5歳	約448万円
6人	65歳・35歳・35歳・10歳・7歳・5歳	約498万円

***基準金額の目安**は、家族構成や年齢等で異なります。該当するかわからない方は、申請していただければ審査結果を通知します。

*所得額は、所得種類により異なります。なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある場合、所得額から10万円を控除します。

・給与所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

・給与所得以外の所得（事業所得）は、年間収入額から必要経費を除いた金額

*①、②以外でも、災害・失業等で所得が著しく減った方は、下記問合せ先にご相談ください。

- (4) 提出期限内に申請書を提出した家庭

***生活保護を受給中の方**は、福祉事務所から同様の費用が支給されますので、入学準備金受給希望用の申請する必要はありません。

2 援助の内容

- (1) 支給金額

91,600円

- (2) 支給時期

令和8年3月下旬予定

- (3) 注意点

支給後に転出された方については、返還等をしていただく必要はありませんが、本区が入学準備金の入学前支給を行った旨を、転出先自治体へ連絡させていただきます。

3 申込方法

記入の手引きをよくお読みいただき、申請書に必要事項を記入のうえ、**申請書裏面に就学援助費振込口座番号のわかる通帳のコピー等を貼付**し、学校運営課に郵送、もしくは持参で提出してください。

（新入学生一人につき一枚提出が必要です）令和7年1月1日に新宿区に住民登録がある世帯は下記二次元コードから電子申請も可能です。

○提出先 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 第一分庁舎4階

新宿区教育委員会 学校運営課 学事係 就学援助担当

○提出期限 令和7年12月26日（金）

電子申請▶



4 審査結果の通知

令和8年3月上旬に全員の方に審査結果通知を送付します。令和7年度住民税が未申告の場合、もしくは裏面【参考】の(2)に該当する方で課税証明等の提出がない場合は、「却下」となります。

書類不備の場合は、1月末から2月に別途ご連絡します。不足書類の提出がない場合、援助は受けられません。いずれの通知も届かなかった方はお問い合わせください。

※裏面もご覧ください。

5 「令和8年度就学援助制度」について

今回の「小学校入学準備金」の入学前支給とは別に、ご入学後に学用品費等が援助される「令和8年度就学援助制度」があります。

今回支給認定とならなかった方や、期限内の提出ができなかった方も、上記制度の「準要保護」の認定を令和8年4月1日付けで受けた場合には、「新入学学用品費」として同等の金額を入学後の7月以降に支給します。(インターナショナルスクール等は非該当となります)

なお、今回の「入学準備金」を受給した方は、上記認定を受けた場合でも、「新入学学用品費」は支給対象外となりますので、ご注意ください。

【参考】所得の証明について

以下をご確認の上、手続きを行ってください。

(1) 令和7年1月1日に新宿区に住民登録がある方

収入の有無にかかわらず、令和6年分の所得の申告をしてください。

所得の申告が必要な方のご職業等	所得の申告先
給与所得者（サラリーマン）の方	
①給与所得のみの場合 (源泉徴収票に普通徴収の記載がない場合)	勤務先の会社から税金の申告がされていることをご確認ください。
②給与所得以外に所得がある場合、中途就職・退職の場合 (源泉徴収票に普通徴収の記載がある場合)	新宿区役所税務課 新宿区の管轄税務署
事業所得者（自営業者等）又は その他（パート・アルバイト等）の方	新宿区役所税務課 新宿区の管轄税務署
所得のなかった方	新宿区役所税務課

- 審査には、世帯全員（20歳以上）の令和6年分の所得の申告が必要となります。申告が済んでいないと、審査ができず却下となります。
- 税務署で「申告の必要はない」と言われた方も、収入の有無に関係なく区役所税務課へ申告してください。扶養している人がいる場合、その事実も必ず申告してください。
- 20歳未満のお子さんで、特に収入がない場合は申告の必要はありませんが、20歳以上のお子さんで、ご家族がお子さんを扶養している場合は、申告時に、お子さんを扶養している旨の記載をしてください。(ただし、生活保護を受給中の方及び令和6年4月以降に生活保護を廃止・停止された方は不要です。)

(2) 令和7年1月1日に新宿区に住民登録がない方（国内にいた方）

以下のどちらかを郵送もしくは窓口に直接提出してください。（電子申請での提出はできません。）

- 令和7年1月1日にお住まいだった区市町村の、世帯全員（※1）の「令和7年度住民税課税（非課税）証明書（扶養の記載、総所得金額の記載があるもの）（※2）」

- 令和8年度 新宿区就学援助費 小学校入学準備金入学前支給 個人番号記入用紙（※3）

※1 控除対象配偶者や扶養親族は、提出の必要はありません。

※2 源泉徴収票では受付できません。

※3 個人番号（マイナンバー）による所得照会を行います。用紙は同封していますので、ご記入及び裏面に必要書類を貼付して提出してください。

(3) 令和7年1月1日に新宿区に住民登録がない方（海外にいた方や、申告ができない方）

下記問合せ先にご連絡ください。

課税情報と照合した結果、所得金額等に相違が判明した場合は、再審査し、
認定取消及び支給費返還が必要となる場合があります。

【問合せ先】

新宿区教育委員会事務局 学校運営課学事係 TEL 03-5273-3089（直通）FAX 03-5273-3580